

川崎市議会議会改革検討委員会の設置について

(設置)

- 1 川崎市議会会議規則（昭和31年川崎市議会規則第1号）第131条第2項の規定に基づき、次のとおり協議等の場を臨時に設置する。

(名称)

- 2 前項の協議等の場の名称は、川崎市議会議会改革検討委員会（以下「検討委員会」という。）とする。

(目的)

- 3 検討委員会は、議会改革に関する諸事項について協議又は調整を行う。

(構成員)

- 4 検討委員会は、会派から選出された議員により構成する。

(招集権者)

- 5 検討委員会は、委員長が招集する。

(設置期間)

- 6 検討委員会の設置期間は、議員任期満了の日までとする。